

(生徒への連絡) 平成 21 年 10 月 7 日 (水)

新型インフルエンザへの対応

(1) 新型インフルエンザに感染しないよう次のとおり防衛対策に努めてください。

ア 手洗い、うがいを頻繁に行う。

イ 十分な栄養や睡眠により、体力や抵抗力を高める。

ウ 咳・くしゃみの症状がある人は、「咳エチケット」を守る。

エ 家族等、自分が濃厚に接触している集団の中にインフルエンザに感染した者がいる場合は、念のためマスクを着用して登校する。

(2) 新型インフルエンザにかかった可能性が生じた場合は次のとおり対応してください。

ア 自覚症状（発熱、鼻汁、鼻づまり、咽頭痛、咳等）が出たときは、速やかに担任に連絡の上、直ちに登校を控え病院で受診する。

イ 診断結果は速やかに担任に報告する。また病院や保健所等から本人に何らかの連絡等があった場合もその内容も担任に報告する。

ウ A型インフルエンザ陽性と診断された場合は、完治するまで登校しない。完治までの期間の目安は解熱後2日間または発症した日の翌日から7日間程度であるが、その間は登校停止となり、欠席扱いとはならない。

エ 完治して登校する際は、担任に「治癒証明書」を提出する。

オ 新型インフルエンザ感染者との濃厚接触をしたため、学校や保健所等から外出の自粛を要請された場合は登校しない。この間の登校停止も欠席扱いとはならない。

(3) 新型インフルエンザにより学級閉鎖や臨時休校とした場合は次のとおり行動してください。

ア 学級閉鎖の場合は当該学級の生徒、学校閉鎖の場合は全ての生徒が、原則として登校停止により自宅待機となり、クラブ活動等のために登校することもできない。

イ 登校停止期間中に各種大会等がある場合、新型インフルエンザの感染が認められない生徒が出場できるかどうかは学校長の判断による。

以 上